

木質バイオマス熱利用導入可能性調査検討業務委託 仕様書

1 業務名

木質バイオマス熱利用導入可能性調査検討業務委託

2 委託場所

豊田市 足助町ほか 地内

3 目的

本市の山村地域（旭、足助、稲武、小原、下山の5地区）では、人口減少や少子高齢化等に伴う地域の担い手不足により、草刈り等の地域活動が困難となり、耕作放棄地が増加するなど集落の持続可能性が危ぶまれている。こうした課題を解決するため、木材や耕作放棄地といった地域資源を活用し、経済循環を生み出す出口策の確保が求められている。

本業務は、山村地域におけるバイオマス燃料の需給予測や事業の採算性評価等により、木質バイオマス熱利用の導入可能性を検証・判断することを目的とする。

4 委託期間

委託期間の開始日から令和9年3月24日まで

5 業務内容

（1）バイオマス燃料の供給可能量及び需要想定量の試算

ア 供給可能量の試算

- ・山村地域の耕作放棄地を活用した早生樹栽培による供給の可能性（樹種の特性、面積あたりの栽培量、管理方法、他市での導入事例等）を調査し、本市の気候や地形等を踏まえ、適した樹種を選定すること。
- ・豊田森林組合及び市内製材工場からの木材の供給可能量を調査すること。
- ・その他バイオマス燃料となる木材の確保策を提案すること。

イ 需要想定量の試算

- ・市内の主要2拠点（今後の整備を検討している足助地区の生活拠点施設群（対象施設は契約後に本市から提示）及び稲武地区の温浴施設「どんぐりの里いなぶ」）について、他自治体の同種・同規模の施設の情報等を調査し、必要なバイオマスボイラ（チップ、薪）の規模及び木材の需要想定量を整理すること。
- ・整理に基づき、バイオマスボイラ導入に必要となるシステムの概略と事業費（導入費用、管理費用）を試算すること。なお、収支計算にあたってはすべてをバイオマス燃料で賄うことを前提とせず、化石燃料等による補完を含め、最も高い費用対効果を期待できる構成とすること。

（2）運営スキームの比較検討及び事業採算性評価

- ・公設公営や地域運営組織による運営など、想定できる運営スキームを複数提示し、比較検討すること。
- ・供給可能量及び需要想定量に基づく事業採算性を評価するとともに、化石燃料に

よる整備とした場合との費用比較を行うこと。

- ・ 主要 2 拠点以外の施設等への横展開を検討する際の条件、導入可能性の見極めに必要な観点等を整理すること。

(3) 本市での導入意義等の整理

- ・ 本市の山村地域を中心とした人口構造・産業・エネルギー消費の実態や課題を踏まえ、木質バイオマス熱利用の導入意義や効果、課題等を体系的にまとめること。
- ・ 木質バイオマス熱利用の導入が本市の山村地域にもたらす効果（耕作放棄地の減少、地域内の経済循環に対する効果等）を整理すること。

(4) 報告書の作成

- ・ (1)～(3)の調査結果を整理するとともに、本市での木質バイオマス熱利用導入の方向性を検証し、報告書にまとめること。
- ・ あわせて、地域住民や関係者への説明資料としての活用等を想定し、概要版として A 3 判・両面程度にまとめること。

6 業務打ち合わせ

各業務に着手する際は必ず事前協議を行うほか、必要に応じて随時実施すること。また、受託者は、打合せ記録を作成し、本市と共有すること。

7 資料の貸与

本業務の実施において必要な関連資料等の貸与にあたっては、本市に借用書を提出するとともに、使用後は速やかに返却するものとする。なお、貸与された資料を本業務以外の目的に使用してはならない。

8 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、当該業務の全部を一括して又はこの仕様書に定める「主たる部分」を第三者に再委託することはできない。
- (2) 当該業務における「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等とする。
- (3) 受託者は、当該業務の付随的・補助的業務にあたらぬ簡易な業務の再委託に当たっては、市の承認を必要としない。
- (4) 受託者は、(2)及び(3)に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により市の承認を得なければならない。
- (5) 受託者は、再委託先に対して本契約における受託者の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

9 成果物

- (1) 本調査・検討の結果に基づき、以下の電子データを提出すること。なお、提出するデータのファイル形式は、Word又はExcelデータを基本とする。

ア 報告書（本編及び概要版）

イ その他本業務で収集又は作成した資料

- (2) 本業務の完了後であっても、受託者の過失等に起因する不良箇所及び誤りが発見された場合は、直ちに訂正補正等の処理をするものとする。

10 その他

- (1) 本業務にあたっては、関係法令、本市の条例、規則及び契約約款等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。
- (3) 本業務で使用する図表、データ、イラスト、写真などの著作権・使用权等の権利は、受託者にて許可を得ること。また、その一切の責任を負うこと。
- (4) 本業務における成果物の著作権は、本市に帰属するものとする。ただし、受託者は、報告や発表等、研究に関わる目的で、成果を活用できるものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、本市と受託者で協議の上定めるものとする。